

買主様：【バッグ大会申し合わせ事項】

第1条（市場運営費）

1. 当社が特に指定する場合を除き、買主が負担する市場運営費は成約金額（税抜き）に1%の手数料率を乗じた金額とします。
2. キャンペーンなどの理由で前項に記載する市場運営費の料率を変更する場合は、当サイト内での告知等にてより周知します。
3. 買主は、第1項の市場運営費に消費税相当額を付加し当社に支払うものとします。

第2条（商品情報）

1. 商品情報として明記されている事項は、売主が買主に対し保証する内容です。なお、商品情報に以下に掲げる事項が明記されていない場合は、売主がこれらの内容について特に保証しないものと取り扱います。
 - (1) ブランド
 - (2) モデル名
 - (3) 型式番号
2. 商品情報の記載内容は、売主の申告事項に基づくものであり、当社がその内容を保証するものではありません。
3. 商品の状態（リメイク等の加工の有無を含みます）については、外見からの情報を全てとします。ただし、売主が新品又は未使用品として出品する商品については、その状態を売主が保証します。

第3条（後交渉）

1. ブランド及びアパレル商品のリメイク（補修、再塗装・リカラー、張り替え、社外チェーン、パーツ交換、その他一般的な加工・カスタム）の有無については、出品表での申告有無に関わらず、売主の保証外とします。万一、出品表又は商品情報に「リメイク」に関する記載がなく、落札後に商品のリメイクが発覚した場合であっても後交渉の対象外です。
2. 前項に関わらず、メーカーによる正規のアフターサービスが受けられない場合（詳細は本規約第18条第5項に従う）は後交渉の対象とします。

第4条（前付け）

1. 同一の箱で出品された商品のうち、指値が無く入札されなかった商品（以下「前付け商品」という）については、当社は、当該商品の枝番号の直前（又は直後）の枝番号の落札商品とともに1つの山として扱い、当該落札商品の成約取引の内訳に追加することができます。

なお、前付け商品の所有権は、当該落札商品にかかる成約金額の決済完了をもって、当該落札商品の買主に移転します。

2. 前付け商品として成約した商品は、後交渉の対象外とします。ただし、前付け商品を伴う落札商品に後交渉事由があり返金が成立したときは、当該落札商品の返品と併せて前付け商品も返品となります。

第5条（鑑定）

当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA